

議案第38号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

このたび改正する肺がん結核検診に係る手数料についてですが、現在、検査項目の一つである喀痰細胞検査は、検査費用の一部として手数料1,000円を徴収して実施しております。

この喀痰細胞検査は、50歳以上で、問診の結果、喫煙指数が600以上であることが判明した方が対象となるものです。

3ページ目を御覧ください。

手数料改正に至る経緯についてですが、1点目として、国立がん研究センターから公開された最新の検診ガイドラインにおいて、重喫煙者に対する胸部エックス線検査と喀痰細胞診の併用法を、検診として実施しないことが推奨されました。

2点目として、厚生労働省は、ガイドラインの見直しを受け、令和7年12月24日付けで「がん予防重点健康教育及びがん検診実

施のための指針」の一部改正を通知し、令和8年4月1日より、肺がん検診の検査項目から喀痰細胞検査を削除することとしました。

3点目として、本市が実施している肺がん結核検診につきましても、厚生労働省の改正通知を受け、検査項目の見直しに至ったものであります。

4ページ目を御覧ください。

このたびの改正は、本市の肺がん結核検診の検査項目から喀痰細胞検査を削除することに伴い、当該検査に係る手数料の規定を削除するものであります。

5ページ目を御覧ください。

このたびの改正により、肺がん結核検診に係る手数料の規定は、胸部エックス線検査についてのみとなります。予算への影響につきましては、資料に記載のとおり、歳入・歳出ともに減額を見込んでおります。施行日は、令和8年4月1日といたします。

6ページ目を御覧ください。このたびの改正の新旧対照表となります。

説明は以上であります。

ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。